

福 祉 の し お り

君津市福祉部障がい福祉課

令和7年1 1 月版

目 次

1.	障害者手帳の交付.....	1
①	身体障害者手帳.....	1
②	療育手帳.....	1
③	精神障害者保健福祉手帳.....	1
2.	医療費等の助成.....	1
①	後期高齢者医療制度への切り替え.....	1
②	重度心身障害者（児）医療費の助成.....	1
③	自立支援医療費（更生医療）の支給.....	2
④	自立支援医療費（育成医療）の支給.....	2
⑤	自立支援医療費（精神通院医療）の支給.....	2
⑥	精神障害者医療費の給付.....	2
3.	手当等の支給.....	2
①	心身障害者（児）福祉手当.....	2
②	特別障害者手当.....	3
③	障害児福祉手当.....	4
④	特別児童扶養手当.....	4
⑤	心身障害者扶養年金制度.....	4
⑥	特定疾患療養見舞金.....	4
⑦	児童扶養手当.....	4
4.	日常生活の支援.....	9
①	補装具費の支給（購入、修理、借受け）.....	9
②	軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成.....	9
③	日常生活用具の給付.....	9
④	避難行動要支援者の支援制度.....	9
⑤	紙おむつの給付.....	10
⑥	移動入浴車の派遣.....	10
⑦	福祉カーの貸し出し.....	10
⑧	自動車改造費の助成.....	10
⑨	自動車運転免許取得費の助成.....	10
⑩	障害福祉サービス.....	11
⑪	障がい児を対象としたサービス.....	12
⑫	地域生活支援事業.....	13
⑬	ヘルプマークの配布.....	14
⑭	ちば障害者等用駐車区画利用証の交付.....	14

5.	各種割引・料金の減免等.....	15
①	J Rの運賃割引.....	15
②	バス・タクシーの運賃割引.....	15
③	航空旅客運賃割引.....	16
④	福祉タクシー券の交付.....	16
⑤	有料道路通行料金の割引.....	16
⑥	N H K放送受信料の減免.....	16
⑦	携帯電話の割引サービス.....	16
6.	税の減免.....	17
①	所得の控除（所得税・市県民税）.....	17
②	自動車税の課税免除及び自動車取得税の減免.....	17
7.	その他の制度.....	18
①	郵便等による不在者投票.....	18
②	声の広報.....	18
③	中途視覚障害者自立更生支援事業.....	18
④	N E T 1 1 9 緊急通報システム.....	18
⑤	駐車禁止適用除外.....	18
⑥	青い鳥郵便はがきの無償配付.....	19
⑦	歳末たすけあい見舞金.....	19
⑧	君津市ライフサポートファイル.....	19
8.	相談等の窓口.....	20
①	君津市障害者基幹相談支援センター.....	20
②	聴覚障害者手話通訳及び相談.....	20
③	君津市身体障害者相談員・知的障害者相談員.....	20
9.	各種団体のご案内.....	21
①	君津リバース協会.....	21
②	君津市ろうあ協会.....	21
③	Y & M.....	21
④	君津視覚障害ネットワーク.....	21
⑤	君津市手をつなぐ育成会.....	21
⑥	オストメイト三津友会.....	21
⑦	三津浦会（失語症友の会）.....	21
⑧	君津市共励会.....	22

1. 障害者手帳の交付

障害者手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の3種の手帳を総称した一般的な呼称です。制度の根拠となる法律等はそれぞれ異なりますが、いずれの手帳をお持ちの場合でも障害者総合支援法の対象となり、さまざまな支援策が講じられています。

① 身体障害者手帳

事故や病気などで上下肢・体幹・目・耳・言語・心臓・腎臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸・免疫・肝臓等に障がいのある方に、身体障害者手帳（1級から6級）を交付します。

（「重度」とは手帳1級・2級の方です）

② 療育手帳

知的障がいがあり、日常生活に支障があるために何らかの援助を必要とする方に療育手帳（AからBの2）を交付します。

（「重度」とは手帳AからAの2の方です）

③ 精神障害者保健福祉手帳

精神障がいのために、長期（6か月以上）にわたり日常生活又は社会生活への制約がある方に精神障害者保健福祉手帳（1級から3級）を交付します。（「重度」とは手帳1級の方です）

2. 医療費等の助成

① 後期高齢者医療制度への切り替え

身体障害者手帳1級から3級及び4級の一部に該当する方や、療育手帳の重度の区分に該当する方、精神障害者保健福祉手帳1級・2級に該当する方で65歳以上の方は、後期高齢者医療制度への切り替えができます。

② 重度心身障害者医療費の助成

重度心身障がい者が、医療機関を受診した際の医療費のうち、医療保険における自己負担分を助成します。（本制度における「重度」とは、身体障害者手帳1・2級、療育手帳AからAの2、精神障害者保健福祉手帳1級の方）ただし、基準世帯員の住民税の課税状況によって自己負担金が必要となる場合や、制度の対象にならない場合があります。また、重度の手帳を新たに取得した65歳以上の方は、対象になりません。

③ 自立支援医療費（更生医療）の支給

身体障害者手帳が交付されている18歳以上の方が、医療を受けることで障がいの除去・軽減及び進行を防ぐことが見込まれる場合の医療費の一部を公費で負担します。

対象となる主な治療は、人工透析・移植後の抗免疫療法（心臓、腎臓、肝臓）・抗HIV療法・心臓弁置換術・バイパス術・ペースメーカー埋込術・白内障及び角膜移植術・関節形成術・人工関節置換術等ですが、給付の対象になるかは事前にご相談ください。

④ 自立支援医療費（育成医療）の支給

身体に障がいのある児童（18歳未満）で、その障がいを除去、軽減する効果が期待できる手術等の治療を行う場合の医療費の一部を公費で負担します。給付の対象になるかは事前にご相談ください。

⑤ 自立支援医療費（精神通院医療）の支給

精神による疾患で、通院治療が継続的に必要な方の医療費（薬剤費も含む）の自己負担の一部を、公費で負担する制度です。この制度を利用すると、指定した病院・薬局での自己負担が医療費の1割となります。また、疾病の程度や基準世帯員の所得の状況等に応じて、1か月の自己負担に上限が設定される場合があります。

⑥ 精神障害者医療費の給付

精神障がいの治療のために精神科・神経科等を受診した際に支払った医療費のうち、医療保険における自己負担分を給付します。原則、通院分は自立支援医療費（精神通院医療）適用分の上乗せ給付です。

ただし、所得の状況によって、この制度の対象にならない場合があります。

3. 手当等の支給

① 心身障害者（児）福祉手当（市制度）

在宅の重度心身障がい者（児）又は介護者に支給します。ただし、特別障害者手当・障害児福祉手当・ねたきり老人福祉手当・重度認知症老人介護手当等受給者は除きます。

支給額及び支給月は次ページの表のとおりです。

《心身障害者(児)福祉手当支給制度の概要》

支給月：4月・10月（年2回） 支給額：下表のとおり

月額 8,650 円	① ねたきり身体障害者(居宅において、おおむね継続して6か月以上常に臥床し、食事、入浴、排便等日常生活のほとんどに介護を要する方)で20歳から64歳までの方 ※	身体障害者手帳 1級から6級
	② 重度知的障害者で20歳以上の方	療育手帳 ㊦の2、Aの1、Aの2
	※①の要件により申請される場合は、お住いの地区の民生委員の証明が必要となります。申請方法については障がい福祉課までお問い合わせください。 ※65歳以上のねたきり身体障害者の方は、「ねたきり老人福祉手当」(月額8,650円)の申請ができる場合があります。 なお、上記①②に該当する方であっても、所得制限の限度額を超えた方、又は介護保険法第18条に規定する保険給付を受けた方は月額5,000円となります。	
月額 5,000 円	③ ねたきり身体障害児(20歳未満の方)	身体障害者手帳 1級から6級
	④ 重度身体障害者(児)	身体障害者手帳 1級
	⑤ 重度知的障害児(20歳未満の方)	療育手帳 ㊦、㊦の1、㊦の2 Aの1、Aの2
	⑥ ねたきり身体障害者で20歳から64歳までの方もしくは重度知的障害者で20歳以上の方であって、前年の所得(1～7月分は前々年の所得)が所得制限の限度額を超えた方	身体障害者手帳 1級から6級 療育手帳 ㊦、㊦の1、㊦の2 Aの1、Aの2
月額 2,000 円	⑦ 重度身体障害者(児)	身体障害者手帳 2級

所得制限は「特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令」第11条に規定する所得であって、政令第12条4項において準用する政令第5条の規定により計算された額を参照します。

所得制限の限度額は次のとおりです。

所得制限の限度額

(単位：円)

扶養親族等の数	本人	配偶者及び扶養義務者
	所得額	所得額
0	3,661,000	6,287,000
1	4,041,000	6,536,000
2	4,421,000	6,749,000
3	4,801,000	6,962,000

② 特別障害者手当（国制度）

精神又は身体に著しい重度の障がいをもつために、日常生活において、常時特別な介護を要する 20歳以上の在宅の障がい者 に支給します。ただし、受給者、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

支給額は、月額29,590円です。

(支給は5月、8月、11月、2月の年4回です。)

③ 障害児福祉手当（国制度）

精神又は身体に著しい重度の障がいをもつるために、日常生活において、常時特別な介護を要する20歳未満の在宅の障がい児に支給します。ただし、受給者、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

支給額は、月額16,100円です。

（支給は5月、8月、11月、2月の年4回です。）

④ 特別児童扶養手当（国制度）

精神又は身体に重度又は中度の障がいをもつる20歳未満の児童を監護している父若しくは母又は養育者に支給します。ただし、受給者、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

支給額は、1級（重度障がい児）月額56,800円、

2級（中度障がい児）月額37,830円です。

（支給は4月、8月、11月、の年3回です。）

⑤ 心身障害者扶養年金制度（県制度）

心身障がい者を扶養している65歳未満の保護者が加入者となり、毎月一定の掛金を納めることにより、加入者に万一のことがあった場合、心身障がい者に終身一定額の年金を給付します。加入する年齢によって掛金は異なります。

この制度の対象となる心身障がい者は、身体障害者手帳1級から3級の方、知的障がい、精神または身体に永続的な障がいのある方です。

⑥ 特定疾患療養見舞金（市制度）

特定疾患（指定難病）のため月に20日以上入院している方に、見舞金を支給します。

支給額は、月額7,000円です。

（支給は3月、9月の年2回です。）

⑦ 児童扶養手当（国制度）

父又は母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭等）に支給します。なお、児童を養育する父又は母に重度の障がいがある場合にも支給されます。ただし、受給者、配偶者及び扶養義務者の所得制限があります。

【問い合わせ先】 こども政策課 電話 56－1128

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
1	アイカルディ症候群	51	潰瘍性大腸炎
2	アイザックス症候群	52	下垂体前葉機能低下症
3	I g A腎症	53	家族性地中海熱
4	I g G 4 関連疾患	54	家族性低βリポタンパク血症1(ホモ接合体)
5	亜急性硬化性全脳炎	55	家族性良性慢性天疱瘡
6	アジソン病	56	カナバン病
7	アッシャー症候群	57	化膿性無菌性関節炎・壊疽性膿皮症・アクネ症候群
8	アトピー性骨髄炎	58	歌舞伎症候群
9	アペール症候群	59	カラクトース-1-リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症
10	アミロイドーシス	60	カルニチン回路異常症
11	アラジール症候群	61	加齢黄斑変性 ○
12	アルポート症候群	62	肝型膠原病
13	アレキサンダー病	63	間質性膀胱炎（ハンナ型）
14	アンジェルマン症候群	64	環状20番染色体症候群
15	アントレー・ピクスラー症候群	65	関節リウマチ
16	イソ吉草酸血症	66	完全大血管転位症
17	一次性ネフロゼ症候群	67	眼皮膚白皮症
18	一次性膜性増殖性糸球体腎炎	68	偽性副甲状腺機能低下症
19	1 p 36欠失症候群	69	ギャロウェイ・モワト症候群
20	遺伝性自己炎症疾患	70	急性壊死性脳症 ○
21	遺伝性ジストニア	71	急性網膜壊死 ○
22	遺伝性周期性四肢麻痺	72	球形嚢性筋萎縮症
23	遺伝性肺炎	73	急速進行性糸球体腎炎
24	遺伝性鉄芽球性貧血	74	強直性脊椎炎
25	ウィーバー症候群	75	巨細胞性動脈炎
26	ウィリアムズ症候群	76	巨大静脈奇形（頸部口腔咽頭びまん性病変）
27	ウィルソン病	77	巨大動脈奇形（頸部顔面又は四肢病変）
28	ウエスト症候群	78	巨大膀胱短小結腸腸管蠕動不全症
29	ウェルナー症候群	79	巨大リンパ管奇形（頸部顔面病変）
30	ウォルフラム症候群	80	筋萎縮性側索硬化症
31	ウルリッヒ病	81	筋型膠原病
32	HTRA1関連脳小血管病	82	筋ジストロフィー
33	HTLV-1 関連脊髄症	83	クッシング病
34	A T R - X 症候群	84	クリオピリン関連同期熱症候群
35	A D H 分泌異常症	85	クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群
36	エーラス・ダンロス症候群	86	クルーゾン症候群
37	エプスタイン症候群	87	グルコーストランスポーター1欠損症
38	エプスタイン病	88	グルタル酸血症1型
39	エマヌエル症候群	89	グルタル酸血症2型
40	MECP2重複症候群	90	クロウ・深瀬症候群
41	LMNB1関連大脳白質脳症 ※	91	クローン病
42	遠位型ミオパチー	92	クローンカイト・カナダ症候群
43	円錐角膜 ○	93	痙攣重積型（二相性）急性脳症
44	黄色靱帯骨化症	94	結節性硬化症
45	黄斑ジストロフィー	95	結節性多発動脈炎
46	大田原症候群	96	血栓性血小板減少性紫斑病
47	オクシピタル・ホーン症候群	97	限局性皮質異形成
48	オスラー病	98	原発性肝外門脈閉塞症 ※
49	カーニー複合	99	原発性局所多汗症 ○
50	海馬硬化を伴う内側側頭葉てんかん	100	原発性硬化性胆管炎

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
101	原発性高脂血症	151	紫斑病性腎炎
102	原発性側索硬化症	152	脂肪萎縮症
103	原発性胆汁性胆管炎	153	若年性特発性関節炎
104	原発性免疫不全症候群	154	若年性肺気腫
105	顕微鏡的大腸炎 ○	155	シャルコー・マリー・トゥース病
106	顕微鏡的多発血管炎	156	重症筋無力症
107	高IgD症候群	157	修正大血管転位症
108	好酸球性消化管疾患	158	出血性線溶異常症 ※
109	好酸球性多発血管炎性肉芽腫症	159	シュベール症候群関連疾患
110	好酸球性副鼻腔炎	160	シュワルツ・ヤンベル症候群
111	抗糸球体基底膜腎炎	161	神経細胞移動異常症
112	後縦帯骨化症	162	神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性白質脳症
113	中状腺ホルモン不応症	163	神経線維腫症
114	拘束型心筋症	164	神経有棘赤血球症
115	高チロシン血症1型	165	進行性核上性麻痺
116	高チロシン血症2型	166	進行性家族性肝内胆汁うっ滞症
117	高チロシン血症3型	167	進行性骨化性線維異形成症
118	後天性赤芽球病	168	進行性多巣性白質脳症
119	広範囲椎管狭窄症	169	進行性白質脳症
120	膠様滴状角膜ジストロフィー	170	進行性ミオクロームヌステんかん
121	抗リン脂質抗体症候群	171	心室中隔欠損を伴う肺動脈閉鎖症
122	極長鎖アシル-CoA 脱水素酵素欠損症 ※	172	心室中隔欠損を伴わない肺動脈閉鎖症
123	コケイン症候群	173	睡眠時無呼吸症候群を示す発達性てんかん性脳症及びてんかん性脳症 △
124	コステロ症候群	174	スタージ・ウェーバー症候群
125	骨形成不全症	175	スティーヴンス・ジョンソン症候群
126	骨髄異形成症候群 ○	176	スミス・マギニス症候群
127	骨髄線維症 ○	177	スモン ○
128	ゴナドトロピン分泌亢進症	178	脆弱X症候群
129	5p欠失症候群	179	脆弱X症候群関連疾患
130	コフィン・シリス症候群	180	成人発症スチル病
131	コフィン・ローリー症候群	181	成長ホルモン分泌亢進症
132	混合性結合組織病	182	脊髄空洞症
133	認耳腎症候群	183	脊髄小脳変性症(多系統萎縮症を除く。)
134	再生不良性貧血	184	脊髄髄膜瘤
135	サイトメガロウイルス角膜炎皮膚炎 ○	185	脊髄性筋萎縮症
136	再発性多発軟骨炎	186	セピアブテリン還元酵素 (SR) 欠損症
137	左心低形成症候群	187	前眼部形成異常
138	サルコイドーシス	188	全身性エリテマトーデス
139	三尖弁閉鎖症	189	全身性強皮症
140	三頭筋素欠損症	190	先天性異常症候群
141	CFC症候群	191	先天性横隔膜ヘルニア
142	シェーグレン症候群	192	先天性核上性球麻痺
143	色素性乾皮症	193	先天性気管狭窄症/先天性声門下狭窄症
144	自己食食空胞性ミオパチー	194	先天性魚鱗癬
145	自己免疫性肝炎	195	先天性筋無力症候群
146	自己免疫性後天性凝固因子欠乏症	196	先天性グリコシルホスファチジルイノシトール (GPI) 欠損症
147	自己免疫性溶血性貧血	197	先天性三尖弁狭窄症
148	四肢形成不全 ○	198	先天性腎性尿崩症
149	シトステロール血症	199	先天性赤血球形成異常性貧血
150	シトリン欠損症	200	先天性僧帽弁狭窄症

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
201	先天性大脳白質形成不全症	251	特発性門脈圧亢進症
202	先天性肺静脈狭窄症	252	特発性両側性感音難聴
203	先天性風疹症候群 ○	253	突発性難聴 ○
204	先天性副腎低形成症	254	ドラベ症候群
205	先天性副腎皮質酵素欠損症	255	中核・西村症候群
206	先天性ミオパチー	256	那須・ハコラ病
207	先天性無痛無汗症	257	軟骨無形成症
208	先天性葉酸吸収不全	258	難治頻回部分発作重積型急性脳炎
209	前頭側頭葉変性症	259	22q11.2欠失症候群
210	脳毛細胞不全症候群（カルタゲナー（Kartagener）症候群を含む。）	260	乳児発症STING 関連血管炎 ※
211	早期ミオクローニー脳症	261	乳幼児肝巨大血管腫
212	総動脈幹遺残症	262	尿素サイクル異常症
213	総排泄腔遺残	263	ヌーナン症候群
214	総排泄腔外反症	264	ネイル/パテラ症候群（JLH症候群）/LMX1B関連腎症
215	ソトス症候群	265	ネフロン病
216	ダイヤモンド・ブラックファン貧血	266	脳クレアチン欠乏症候群
217	第14番染色体父親性ダイソミー症候群	267	脳腔黄色腫症
218	大脳皮質基底核変性症	268	脳内鉄沈着神経変性症
219	大理石骨病	269	脳表ヘモジデリン沈着症
220	ダウン症候群 ○	270	膿疱性乾癬
221	高安静脈炎	271	嚢胞性線維症
222	多系統萎縮症	272	パーキンソン病
223	タナトフォリック骨異形成症	273	バージャー病
224	多発血管炎性肉芽腫症	274	肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症
225	多発性硬化症／視神経脊髄炎	275	肺動脈性肺高血圧症
226	多発性軟骨性外骨腫症 ○	276	肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）
227	多発性囊胞腎	277	肺低換気症候群
228	多脾症候群	278	ハッチンソン・ギルフォード症候群
229	タンジール病	279	バッド・キアリ症候群
230	単心室症	280	ハンチントン病
231	弾性線維性仮性黄色腫	281	汎発性特発性骨増殖症 ○
232	短腸症候群 ○	282	P C D H19関連症候群
233	胆道閉鎖症	283	P U R A 関連神経発達異常症 ※
234	遅発性内リンパ水腫	284	非ケトーシス型高グリシン血症
235	チャージ症候群	285	肥厚性皮膚骨膜炎
236	中隔視神経形成異常症/ドモルシア症候群	286	非ジストロフィー性ミオトニー症候群
237	中毒性表皮壊死症	287	皮質下梗塞と白質脳症を伴う常染色体優性脳動脈症
238	腸管神経節細胞減少症	288	肥大型心筋症
239	TRPV4異常症	289	左肺動脈右肺動脈起始症
240	TSH分泌亢進症	290	ビタミンD依存性くる病/骨軟化症
241	TNF受容体関連周期性症候群	291	ビタミンD抵抗性くる病/骨軟化症
242	低ホスファターゼ症	292	ピッカースタッフ脳幹脳炎
243	大疱瘡	293	非典型溶血性尿毒症症候群
244	特発性拡張型心筋症	294	非特異性多発性小腸潰瘍症
245	特発性間質性肺炎	295	皮膚筋炎／多発性筋炎
246	特発性基底核石灰化症	296	びまん性汎細気管支炎 ○
247	特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）	297	肥満低換気症候群 ○
248	特発性後天性全身性無汗症	298	表皮水疱症
249	特発性大腿骨頭壊死症	299	ヒルシュブルング病（全結腸型又は小腸型）
250	特発性多中心性キャッスルマン病	300	VATER症候群

令和7年4月1日からの障害者総合支援法の対象疾病一覧（376疾病）

※ 新たに対象となる疾病（7疾病）

△ 表記が変更された疾病（2疾病）

○ 障害者総合支援法独自の対象疾病（29疾病）

番号	疾病名	番号	疾病名
301	ファイファー症候群	351	もやもや病
302	ファロー四徴症	352	モワット・ウイルソン症候群
303	ファンconi貧血	353	薬剤性過敏症症候群 ○
304	封入体筋炎	354	ヤング・シンブソン症候群
305	フェニルケトン尿症	355	優性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
306	フォンタン術後症候群 ○	356	遊走性焦点発作を伴う乳児てんかん
307	複合カルボキシラーゼ欠損症	357	4p欠失症候群
308	副甲状腺機能低下症	358	ライソゾーム病
309	副腎白質ジストロフィー	359	ラスマッセン脳炎
310	副腎皮質刺激ホルモン不応症	360	ランゲルハンス細胞組織球症 ○
311	ブラウ症候群	361	ランドウ・クレフナー症候群
312	ブラダー・ウィリ症候群	362	リジン尿性蛋白不耐症
313	プリオン病	363	両側性小耳症・外耳道閉鎖症 ○
314	プロピオン酸血症	364	両大血管右室起始症
315	PRL分泌亢進症（高プロラクチン血症）	365	リンパ管腫症/ゴーン病
316	閉塞性細気管支炎	366	リンパ管筋腫症
317	β-ケトチオラーゼ欠損症	367	顔面瘡瘍（後天性表皮水疱症を含む。）
318	ペーチェット病	368	ルビニシュタイン・ティビ症候群
319	ベスレムミオパチー	369	レーベル遺伝性視神経症
320	ヘパリン起因性血小板減少症 ○	370	レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症
321	ヘモクロマトーシス ○	371	劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴 ○
322	ペリー病	372	レット症候群
323	ペルーシド角膜辺縁変性症 ○	373	レノックス・ガストー症候群
324	ペルオキシソーム病（副腎白質ジストロフィーを除く。）	374	ロウ症候群 ※
325	片側巨脳症	375	ロスムンド・トムソン症候群
326	片側痙攣・片麻痺・てんかん症候群	376	肋骨異常を伴う先天性側弯症
327	芳香族L-アミノ酸脱炭酸酵素欠損症		
328	発作性夜間ヘモグロビン尿症		
329	ホモシスチン尿症		
330	ポルフィリン症		
331	マリネスコ・シェーグレン症候群		
332	マルファン症候群/ロイス・ディーツ症候群		
333	慢性炎症性脱髄性多発神経炎/多発性運動ニューロパチー		
334	慢性血栓塞栓性肺高血圧症		
335	慢性再発性多発性骨髄炎		
336	慢性肺炎 ○		
337	慢性特発性偽性腸閉塞症		
338	ミオクロニー欠神てんかん		
339	ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん		
340	ミトコンドリア病		
341	無虹彩症		
342	無肺症候群		
343	無βリボタンパク血症		
344	メーブルシロップ尿症		
345	メチルグルタコン酸尿症		
346	メチルマロン酸血症		
347	メビウス症候群		
348	免疫性血小板減少症 △		
349	メンケス病		
350	網膜色素変性症		

（※）一覧には代表的な疾病名が記載されており、内含する疾病名までは記載されていません。

各疾病の詳細については、難病情報センターのホームページ（<https://www.nanbyou.or.jp/>）等を参照ください。

4. 日常生活の支援

① 補装具費の支給（購入、修理、借受け）

身体障がい者（児）、難病患者等に対して、補聴器・義肢・装具・車いす・視覚障害者安全つえ・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置など補装具費の給付を行います。一部の補装具は、更生相談所の判定が必要です。なお、介護保険・労災法等で交付またはレンタルが可能な場合は、介護保険・労災法等の利用が優先となりますので、事前にご相談ください。

自己負担（1割）がありますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されています。

② 軽度・中等度難聴児補聴器購入費の助成

身体障害者手帳の交付の対象とならない軽度・中等度難聴児に対し、補聴器の購入に要する経費の一部を助成します。

助成額は基準額の範囲内で、購入費用の3分の2の額です。

（1,000円未満切り捨て）

身体障害者手帳の交付を受けることができる方は、補装具費の制度が優先されます。

③ 日常生活用具の給付

身体・知的障がい児（者）・難病患者等の利便を図るため、入浴補助用具・特殊便器・特殊寝台・ネブライザー・電気式たん吸引器・ストーマ用装具・盲人用時計・視覚障害者用ポータブルレコーダー・聴覚障害用通信装置等の給付を行います。

自己負担がありますが、所得に応じて一定の負担上限が設定されます。用具の取付工事についても一部助成があります。

用具の種類によって給付の条件が異なりますので、給付の対象になるかは事前にご相談ください。ただし、介護保険・労災法等で給付又はレンタルが可能な場合は、介護保険・労災法等の利用が優先となります。

④ 避難行動要支援者の支援制度

自宅で生活されている障がい者のうち、身体障害者手帳1・2級（肢体不自由、運動機能障害、呼吸器機能障害、視覚障害、聴覚障害の者に限る）、療育手帳A以上、精神障害者保健福祉手帳1級の所持者を、災害時に自力で避難することが困難な「避難行動要支援者」として特定し、市が管理する名簿に登録します。また、名簿登録された方のうち、地域への情報提供に同意された方の名簿を作成し、自治会などの避難支援等関係者に提供することで、いつ起こるかわからない災害に備え、地域での避難支援体制づくりを推進します。

⑤ 紙おむつの給付

在宅で常時失禁している３歳以上の身体障がい児（者）で、寝たきりと同様の状態にある方に、紙おむつ（月３０枚以内）を給付します。

（支給は、４月、７月、１０月、１月の年４回です。）

※日常生活用具給付事業の紙おむつとの併給はできません。

⑥ 移動入浴車の派遣

在宅で入浴困難な重度身体障がい児（者）の居宅に入浴車を派遣し、入浴介護を行います。

派遣回数は週２回です。

※介護保険適用の方は利用できません。

⑦ 福祉カーの貸し出し

車いすに乗ったまま利用できる電動リフト付きワゴン車を貸し出します。燃料は自己負担です。

【問い合わせ先】 君津市社会福祉協議会 電話 ５７－２２５０

⑧ 自動車改造費の助成

重度の上下肢・体幹機能障がい者が就労等の理由で自ら自動車を所有し運転する場合、車の改造に要する経費の一部を、１台１０万円を限度に助成します。

⑨ 自動車運転免許取得費の助成

身体障害者手帳１級から４級に該当する障がい者又は療育手帳の交付を受けた方が免許を取得した場合、免許取得に要する費用の３分の２以内を助成します。ただし、その額が１０万円を超えるときは、１０万円を助成します。

○障害福祉サービス・障がい児を対象としたサービス・地域生活支援事業の種類

⑩ 障害福祉サービス

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく障害福祉サービスは下記のとおりです。

介護給付	居宅介護（ホームヘルプ）	自宅で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者又は知的障がい者若しくは精神障がい者で常に介護を必要とする人に、自宅で入浴、排せつ、食事の介護、外出時における移動支援などを総合的にを行います。
	同行援護	視覚障がいにより、移動が著しく困難な人の外出時にヘルパーが同行し、移動に必要な情報を提供するとともに移動の援護等を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援等を行います。
	重度障害者等包括支援	介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的にを行います。
	短期入所（ショートステイ）	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活の介護等を行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作活動又は生産活動の機会を提供します。
	障害者支援施設での夜間ケア等（施設入所支援）	施設に入所する人に夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。
訓練等給付	自立訓練（機能訓練・生活訓練）	自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労移行支援	一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。
	就労継続支援（A型＝雇用型、B型＝非雇用型）	一般企業等での就労が困難な人に働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

訓練等給付	就労定着支援	障がいのある人本人との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題の解決に向けて必要となる支援を行います。
	就労選択支援	本人の希望を聞き取り、就労を行う能力や適性などを分析し、どのような仕事・就労先が最善か、訓練を受けたほうがよいかなどを本人と一緒に考え、適切な選択のサポートを行います。
	自立生活援助	障がいのある人の理解力、生活力等を補う観点から、一定の期間、定期的な巡回訪問や随時の対応により、適時のタイミングで適切な支援を行います。
	共同生活援助（グループホーム）	主として夜間において、共同生活を営むべき住居において相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他の日常生活上の援助を行います。 ※法律の改正により、平成26年4月1日から共同生活介護（ケアホーム）は共同生活援助（グループホーム）に一元化されました。

サービスを利用するには、事前に市の窓口で利用申請が必要です。
手続き等の詳細は窓口へお尋ねください。

⑪ 障がい児を対象としたサービス

児童福祉法に基づく障がい児を対象としたサービスは下記のとおりです。

児童発達支援	日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等を行います。
医療型児童発達支援	児童発達支援（日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練等）と治療を行います。
放課後等デイサービス	授業の終了後や休業日に、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進等を行います。
保育所等訪問支援	保育所等の集団生活を営む施設を訪問し、同じクラスの児童との集団生活への適応のための専門的な支援を行います。

居宅訪問型児童発達支援	重度の障がいのある子どもについて、自宅を訪問して、日常生活における基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練などの支援を行います。
-------------	--

サービスを利用するには、事前に市の窓口で利用申請が必要です。
手続き等の詳細は窓口へお尋ねください。

⑫ 地域生活支援事業

地域生活支援事業は下記のとおりです。

【市町村事業】

事業名	内容
成年後見制度利用支援事業	障害福祉サービスの利用等の観点から、「成年後見制度」の利用を支援することにより、障がいのある人の権利擁護を図ることを目的とするもので、成年後見制度の申立てに要する経費（登記手数料、鑑定費用等）と後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。
成年後見制度法人後見支援事業	「成年後見制度」における後見等の業務を適正に行うことができるよう、「法人後見」の活動の体制整備や市民後見人の活用も含めた「法人後見」の活動を支援します。
意思疎通支援事業	聴覚、言語機能、音声機能、視覚等の障がいのため、意思疎通を図ることに支障がある人とその他の人の意思疎通を仲介するために、手話通訳や要約筆記、点訳等を行う方の派遣などを行います。
手話奉仕員養成研修事業	聴覚障がいのある人等との交流活動の促進等の支援者として期待される日常会話程度の手話表現技術を習得した「手話奉仕員」の養成・研修を行います。
移動支援事業	屋外での移動が困難な障がいのある人について、外出のための支援を行います。
日中一時支援事業	身体、知的、精神障がい者・児で、日中、一時的に見守り等の支援を行います。
地域活動支援センター	障がいのある人が通い、創作的活動又は生産活動の提供、社会との交流の促進等の便宜を図ります。

サービスを利用するには、事前に市の窓口で利用申請が必要です。
手続き等の詳細は窓口へお尋ねください。

⑬ ヘルプマークの配布

障がいのある方や難病の方などの援助を必要とする方に、日常生活や災害時、緊急時に必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカードやストラップを配布しています。

⑭ ちば障害者等用駐車区画利用証の交付

公共施設や商業施設などに設置されている障害者等用駐車区画を必要とする、障がい者やけが人など、歩行が困難と認められる人に利用証を交付することにより、同区画の適正利用を図る制度です。対象となる障がいは、下記のとおりです。

区分			交付基準
身体障がい者	視覚障がい		4 級以上
	聴覚障がい		3 級以上
	平衡機能障害		5 級以上
	肢体不自由	上肢	2 級以上
		下肢	6 級以上
		体幹	5 級以上
		(脳原性運動機能障害) 上肢機能	2 級以上
		(脳原性運動機能障害) 移動機能	6 級以上
内部障がい（免疫機能障害を含む）		4 級以上	
知的障がい者		療育手帳の障害程度の欄が A の 2 以上の者	
精神障がい者		精神障害者保健福祉手帳の障害区分が 1 級の者	
難病患者		特定疾患医療受給者、特定医療費（指定難病）受給者、小児慢性特定疾病医療受給者	
けが人等		医師の診断等により、歩行で困難であるために特別な配慮が必要であると認められる者 （医師の診断書若しくは意見書又は公的機関の証明書等と身分証明書が必要です。）	

5. 各種割引・料金の減免等

① J R の運賃割引

下記に該当する場合、駅の窓口で身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳を提示することにより運賃が割引されます。

■ 第 1 種

対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
本人のみ（片道 1 0 0 k m を超える場合）	制限なし	普通乗車券	5 割
本人+介護者 1 名（距離の制限なし）	1 2 歳未満	普通乗車券 普通急行券 回数乗車券	各 5 割
		定期乗車券	介護者のみ 5 割
	1 2 歳以上	普通乗車券 普通急行券 回数乗車券 定期乗車券	各 5 割

■ 第 2 種

対象者（距離制限）	本人の年齢	適用乗車券	割引率
本人のみ（片道 1 0 0 k m を超える場合）	制限なし	普通乗車券	5 割
本人+介護者 1 名（距離の制限なし）	1 2 歳未満	定期乗車券	介護者のみ 5 割

② バス・タクシーの運賃割引

バス運賃については、原則として J R の運賃と同様の割引ですが、各会社によって対応が異なりますので、詳しくはご利用のバス会社にお問い合わせください。

君津市コミュニティバスは、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方とその介護者は、1 0 0 円でご利用いただけます。

また、千葉県内のタクシーについては、身体障害者手帳・療育手帳の提示により 1 割引になります。

③ 航空旅客運賃割引

割引運賃は各航空会社が設定しています。各社又は路線によって異なりますので、事前に航空会社にお問い合わせください。

④ 福祉タクシー券の交付

重度の心身障がい者（児）にタクシー利用券を1月あたり3枚（人工透析を受けている方は1月あたり12枚）交付します。1枚で500円を助成し、1回の乗車につき3枚まで使用できます。

⑤ 有料道路通行料金の割引

身体障がい者が自ら運転する場合、又は第1種の心身障がい者を乗せて介護者等が運転する場合、有料道路の通行料金が5割引になります。割引を適用するには、事前に登録が必要です。ただし、軽トラック（乗車定員4人以下）・営業車等は割引の対象となりません。

⑥ N H K 放送受信料の減免

次の方はNHK放送受信料が減免されます。

《全額免除》

・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方がいる世帯で、かつ世帯構成員全員が市町村民税非課税の場合。

《半額免除》

・視覚障がい・聴覚障がい・重度の身体障害者手帳のいずれかをお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。

・重度の療育手帳もしくは精神障害者保健福祉手帳（1級）をお持ちの方が、世帯主で受信契約者の場合。

⑦ 携帯電話の割引サービス

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳のいずれかの交付を受けている方は、携帯電話の割引サービスを利用できます。ただし、携帯電話会社によって割引サービスの内容が異なりますので、ご利用の電話取扱店にて確認のうえ、申請手続きを行ってください。

6. 税の減免

① 所得の控除（所得税・市県民税）

障がい者本人又は障がい者を扶養している方の所得金額から、一定額を控除することにより、税負担を軽減します。

《特別障害者控除》

身体障害者手帳 1 級・2 級、療育手帳 ㊦ から A の 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級の交付を受けている方

《障害者控除》

身体障害者手帳 3 級から 6 級、療育手帳 B の 1・B の 2、精神障害者保健福祉手帳 2 級・3 級の交付を受けている方

控除にかかる手続きは、年末調整又は確定申告等で行ってください。

② 自動車税・軽自動車税の減免

障がい者本人又は生計を一にする方が所有し、障がい者のために使用する自動車について、自動車税・軽自動車税の減免を受けることができます。ただし、障がいの種類及び等級による制限があるほか、障がい者 1 人につき 1 台の自動車に限られています。

自動車税減免申請について、自動車の所有者・運転者が同居の家族等である場合、生計同一証明書が必要です。生計同一証明書の発行は障がい福祉課で行っています。

【問い合わせ・手続き先】

自動車税：木更津県税事務所	電話 0438-25-1110
生計同一証明書：障がい福祉課	電話 0439-56-1181
軽自動車税：課税課	電話 0439-56-1502

7. その他の制度

① 郵便等による不在者投票

選挙期間中、重度障がいのため投票所へ行くことが困難な場合、郵便等により、本人若しくは代理記載人が投票できます。

対象となるのは、両下肢・体幹若しくは移動機能の障がいがある1・2級の身体障がい、心臓・じん臓・呼吸器・膀胱又は直腸・小腸の障がいがある1級もしくは3級の身体障がい、肝臓・免疫の障がいがある1級から3級の身体障がい者です。このうち代理人記載をさせることができるのは、上肢若しくは視覚の障がいがある1級の方です。

制度をご利用希望の方は、事前に選挙管理委員会に申請手続きを行ってください。

【問い合わせ先】 選挙管理委員会事務局 電話 5 6 - 1 3 4 1

② 声の広報

視覚に障がいのある方や高齢者などを対象に、「広報きみつ」を音訳し録音したCDを配布しています。

また、市のホームページで「広報きみつ」の音声データを配信しています。

【問い合わせ先】 政策推進課 電話 5 6 - 1 2 8 8

③ 中途視覚障害者自立更生支援事業

中途視覚障がい者の方に専門職員が訪問して、歩行訓練、日常生活訓練、コミュニケーション技法などについて指導しています。

④ NET 119 緊急通報システム

聴覚・音声・言語機能等の障がいにより、音声による119番通報が困難な方がスマートフォンなどを利用し、消防へ音声によらない通報を行えるシステムです。利用には事前登録が必要なため、手続等の詳細はお問合せください。

【問い合わせ先】 消防署本署 F A X 5 7 - 0 1 1 9
障がい福祉課 F A X 5 6 - 1 2 2 0

⑤ 駐車禁止適用除外

駐車禁止場所と指定された場所に駐車できるよう規制の対象から除外されます。除外の対象となる障がいの種類及び等級については、君津警察署交通課にお問い合わせください。

また、この制度を利用するためには、警察署で標章の交付を受ける必要がありますので、併せてご確認ください。

【問い合わせ先】 君津警察署交通課 電話 5 4 - 0 1 1 0

⑥ 青い鳥郵便はがきの無償配付

郵便局では、身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 ㊤ から A の 2 をお持ちの方に、毎年 4・5 月に青い鳥郵便葉書をお一人につき 20 枚、無償で配付しています。

【問い合わせ先】 郵便局（簡易郵便局を除く。）

⑦ 歳末たすけあい見舞金

君津市社会福祉協議会では、在宅（施設入所を除く）の身体障害者手帳 1・2 級、療育手帳 ㊤ から A の 2、精神障害者保健福祉手帳 1 級をお持ちの方を対象に、毎年 12 月に見舞金を支給しています。

在宅（施設入所を除く）の方で、見舞金を希望される方は君津市社会福祉協議会、またはお住まいの地域の民生委員児童委員にお問い合わせください。（見舞金は民生委員児童委員がお届けします）

【問い合わせ先】 君津市社会福祉協議会 電話 57-2250

⑧ 君津市ライフサポートファイル

ライフステージごとに支援の担い手が変わりやすい移行期に一貫した支援が継続されるよう、家族と関係機関が共に子どもへの支援に関わるためのファイルです。

お子さんの育ちや学びを支える資料として、様々な情報や記録を綴ることにより、お子さんの発達や成長の記録を 1 つにまとめることができます。

学校や医療機関、療育機関などに相談するときに、ファイルの内容を参照することで、お子さんの発達や支援の経過が伝わりやすくなり、より良い支援に繋げることができます。

ファイルは市のホームページからダウンロードしてお使いください。ご家庭で印刷できない時は、障がい福祉課で配布しています。

【君津市ホームページ】 <http://www.city.kimitsu.lg.jp/>

ホーム＞分類でさがす＞くらしの情報＞健康・福祉・衛生＞障がい者福祉＞君津市ライフサポートファイル

8. 相談等の窓口

① 君津市障害者基幹相談支援センター

障がいのある方が住み慣れた地域のなかで、その人らしく自立して生活できるよう、日常生活や社会参加、権利擁護などに関する様々な相談に応じています。

また、総合的、専門的な相談支援や、関係機関との連携により地域における相談支援の中核的な役割を担います。市役所にて相談窓口を開設しておりますので、お気軽にご相談ください。

【問い合わせ先】 社会福祉法人章佑会 サロン・ド・タビダチ

所在地 君津市東坂田 4-8-21

電話 50-8567

32-1773（市役所内）

② 聴覚障害者手話通訳及び相談

聴覚障がい者等のコミュニケーションのために、必要に応じ手話通訳や相談・指導を行います。

【問い合わせ先】 障がい福祉課 FAX 56-1220

③ 君津市身体障害者相談員・知的障害者相談員

氏 名	相談対応分野	連絡先
津石 隆吉	身体障がい	87-7858
小林 豊	身体障がい	52-0921
三條 アサ子	身体障がい	54-4316
生稲 房子	身体障がい	FAX 52-8697
朝生 千恵子	知的障がい	090-5200-5019
小高 美希	知的障がい	080-6804-0705

上記の方々は千葉県地域相談員も兼ねています。

9. 各種団体のご案内

① 君津リバーズ協会

さまざまな行事を通じて身体障がい者の相互交流、残存能力の向上、社会参加の推進を図っています。

代表者 津石 隆吉 電話 57-2250

(君津市社会福祉協議会内)

② 君津市ろうあ協会

ろうあ者の明るい生活と交流の場をつくり、聴覚障がいの情報交換の場として手話サークル活動等を行っています。

代表者 三澤 清 FAX 39-2616

電話 56-1181

(電話番号は、障がい福祉課手話通訳)

③ Y & M

障がいのある方がボウリングを通して交流を図っています。

代表者 森 功 電話 38-2720

④ 君津視覚障害ネットワーク

視覚障がい者の自立と共生を目的とした、さまざまな活動を行っています。

連絡先 川名 正好 電話 52-2194

⑤ 君津市手をつなぐ育成会

心身障がい者(児)及びその家族が困り事に寄り添い、研修・イベント・共生社会への推進のための啓発を図っています。

代表者 朝生 千恵子 電話 090-5200-3770

⑥ オストメイト三津友会

オストメイト利用者の親睦を深め、よりよい生活のための勉強会等を行っています。

代表者 市山 晴夫 電話 53-0782

⑦ 三津浦会(失語症友の会)

失語症などの成人の言語障がい者の親睦を深め、社会復帰への足がかりを作ることを目指した活動を行っています。

事務局 君津中央病院リハビリテーション科言語聴覚室

電話 0438-36-1071 (内線 6731)

⑧ 君津市共励会

精神障がい者（児）をもつ家族が勉強会等を行いながら、親睦や交流を図っています。

共励会事務局 090-2629-2673
(9:00～12:00)

《定例会》

日時 毎月第2木曜日（変更になることもあります）
13:30～15:30

場所 君津市保健福祉センター（ふれあい館）3階 休養室

《こころの家族相談室》

内容 心理カウンセラー対応の家族・当事者の個人面談
(要予約・無料)

日時 平日10:00～15:00の間で約1時間

場所 君津市保健福祉センター（ふれあい館）

〒299-1192 君津市久保2丁目13番1号

君津市 福祉部 障がい福祉課

(市役所1階12番窓口)

電話 0439(56)1181

FAX 0439(56)1220